

# 3月1日 建築審査請求 公開口頭審理 開催

昨年12月12日、仰木の里まちづくり連合協議会(まち連)は幸福の科学学園の建築確認は土地安全性などの点で不適當ではないかとの理由で「建築審査請求」を行いました。仰木の里学区からは5,329名、全体では8,331名にのぼる委任状が集まり、過去に日本全国で行われた、どの建築審査請求をも凌ぐ規模の請求となりました。請求内容の審理は、3月1日(木)に公開の場で行なわれ、どなたでも傍聴することができます。

**とき： 平成24年3月1日(木) 午後2時半～**

(1時半より傍聴券が配布されます)

**ところ： 大津市役所別館大会議室**

- 京阪別所駅下車すぐ 庁舎駐車場(無料)あります
- 仰木の里からバスをチャーターする予定ですので、乗車希望の方は、各自治会専門委員にお尋ねいただくか、まち連ホームページ・メールにて問い合わせください。(ホームページ <http://ooginosato.org/> 連絡先ooginosato@hotmail.co.jp)
- 傍聴人数に制限があるかどうか現在確認中です。わかり次第、ホームページにてお知らせいたします。



当日はマスコミも取材にくる予定です。

まち連だより



2月号

私たちのまちの今後を見守ることができる大切な機会です。  
～ 多くの住民のみなさまのご参加をお待ちしています。～

## 審査請求の意義とは？

まち連だより12月号でもお知らせしましたが、今一度、審査請求により期待されることを振り返りたいと思います。



### ① 過去には、「建築確認取り消し」・「建設中止」のケースも。

建築審査請求は、広く開かれた場において、建築にかかる違法・不当な行為をチェックする手続として、近年大いに注目されています。全国各地で、建築審査会での審査請求が実施されており、実際に、「建築確認取り消し」の裁定が何件も発生しています。中には、そのまま建設中止に追い込まれたケースも存在します。

### ② 審査は、私学審議会の審議にも一石を投じることに。

審査請求が法的な拘束力をもつことから、今回の審査の動向は滋賀県の私立学校審議会での学校設置認可に関する審査にも大きな影響を与えることになると考えられます。

私学審議会を運営する滋賀県総務課からは、これまででも土地の安全性は問題ないとする認識が述べられていますが、その根拠については、何一つ客観的な物的データによる説明はなされていません。今回、多くの建築・土木分野の専門家による審議結果によっては、滋賀県が「問題ない」とする土地安全性の議論に対して、大きな一石を投じることになると思われます。

## 「仰木の里のまちづくりを考える会」のご報告

1月15日午後、仰木の里市民センターにおいて、幸福の科学学園建設問題についての住民集会在まち連の主催で開催されました。寒い日だったにも関わらず、多数の方々にご参加いただき、ほぼ満席となる盛況ぶりでした。建築審査請求の概要や市長候補者への公開質問状の紹介、情報公開で明らかになった新事実の報告、この1年間の活動のまとめに続き、活発な質疑応答・意見交換が行われました。そして、最後には、住民による作詞・作曲・生バンドの演奏による合唱でしめくられ、和やかな雰囲気になりました。下記に、特に反響の大きかった情報公開部分の概要をご報告します。

### ～情報公開によってわかった新事実について～

まち連は滋賀県総務課やUR都市機構に対して情報公開請求を行ない、その結果、数々の問題点や疑問が浮かび上がりました。

- ① **採決手続きの有無**：私学審議会運営規則には「採決は挙手によって決める」とあるが、総務課は8月29日の幸福の科学学園に関する私学審議会で「会長が結果として採決を取られなかった」と発言。過去に行なわれた審議会では全て採決、もしくはそれにあたる意思確認が取られているにも関わらず、なぜ、今回だけ採決手続きをとらなかったのか。
- ② **私学審議会の結果報告**：審議会の翌日30日、総務課は学園に対して「私学審議会の結果としては、審査基準に適合している」と伝えた。採決が取られなかったのに、総務課は、誰の指示で報告したのか、また、審議会委員はどのような結果報告を了承したのか？
- ③ **委員への戸別訪問**：8月29日の審議会では委員から「審議会として意見をつけてはどうか」という話があり、それについて会長が作成した文書を8月29日以降に総務課員が手分けして各委員に戸別訪問して回ったと総務課は説明しています。8月29日の審議会で決定したのなら、追加的な審議は必要ないはずで、戸別に訪問するという事は議論(審議)の尽くされた決定がなされていない証拠では？議論が尽くされていないのならば、戸別訪問ではなく審議会の場でしっかりと議論すべきでは？
- ④ **変則的な審議会の開催とその隠蔽**：総務課は最初、学園に関する審議会は「8月29日以外ない」と言い切っていたが、情報公開の中で、8月4日に別件で行なわれた私学審議会終了後と、8月22日にも「審議会協議会」という名称で審議委員が招集されていた事が判明。協議会は私学審議会と同じ日当(県税)が支払われているが、協議会の開催実績は今も公開されず、県税の使途をも明らかにしていない。実質的な審議会の開催は8月3回と9月戸別訪問という、1ヶ月に何度も開催される異例な頻度・変則的な開催だったのに、なぜ総務課はそれを隠そうとしたのか？
- ⑤ **URと学園の土地譲渡契約**：譲渡契約書には「土地の所有権移転と土地引渡し時期は平成23年10月31日を越えることが出来ない」、「滋賀県の学校設置認可に関する事前協議をすすめる…学校設置認可の申請が受理されたことを証する書面を添付して…協議が完了したことを通知するものとする」とあり、学園としては土地の引渡し条件と工事着工スケジュール上、8月中旬に私学審議会の書類上の認可を得ておく必要があったと考えられる。これらの条件をクリアするために、学園の都合で私学審議会のスケジュールが歪められたのではない

か。

### ⑥ **私学審議会の録音データを消去**：

総務課は審議会の録音データを「既に消去した」と回答し、審議会で議論された内容は確認できない。

### 参加者の声(アンケートから)

集会に参加された50名の方から「今後の取り組み」へのご意見をいただきました。自由回答でしたので、傾向の似た回答を分類したところ、下記4つが多いご意見となりました。

1. 自治連の改革、自治連とまち連の関係性の明確化など、住民自治のあり方を変える必要性(34%)
2. 行政への追及を強化し、不正を暴き、訴訟も視野に(18%)
3. 住民や自治会をまきこんだ運動に(14%)
4. もっとマスコミを使って広い範囲に知られる運動に(10%)